



出典：(公社)日本水道協会

6月1日～7日

水道週間は、水道について理解と関心を高め、水道事業の発展に資することを目的として毎年実施されています。



飲み水を 未来につなごう ぼくたちで

浄水場の一般開放



- とき 6月1日(月)～7日(日)
- 申し込み 不要、直接浄水場へ
- ところ・問い合わせ 知多浄水場
- 集合時間…午前10時、午後1時、3時(全3回)
- 受付時間は集合時間の30分前から
- 〒466-8501 知多市佐布里字西池之脇8
- ☎55-3501

■水道メーター取り替え

水道メーターは、計量法に基づき8年間で取り替える必要があります。令和2年度は平成25年に製造された

【パイロット】
少しでも動きがある場合は漏水
東25-〇〇〇〇の刻印があるものは取り替え



水道メーター(蓋の部分に東25-〇〇〇〇の刻印があるもの)が対象となります。

取り替えは6月下旬から12月下旬に、町が委託している水道指定給水装置工事業者が行います。
※「中高層住宅水道供給に関する契約に該当する物件」の所有者には、期間満期1年前にお知らせを送付します。期間内の取り替えをお願いします。

■漏水かな?と思ったら

- ①全ての蛇口を閉め、水が出ないようにする
 - ②メーターのパイロットを確認する
- 少しでも動きがある場合はどこかで水が漏れています。漏水の場合は、町指定の水道指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

■水道の検針 水道の検針は2か月に一度です。

地区	森岡・緒川・緒川新田	石浜・生路・藤江
検針月	隔月(偶数月)	隔月(奇数月)
検針日程	検針月の6日～15日	
支払月	検針月の翌月	

検針協力をお願い

- ・水道のメーターボックスの上には、車や物を置かないでください。

・犬は放し飼いにせず、出入口やメーターから離してつないでください。

検針後、今までの使用水量に比べて差が大きい場合は、改めてメーターの確認に伺うことがあります。

町では検針業務および水道開閉栓業務を「㈱フューチャーイン」に委託しています。水道検針員・開閉栓作業員は左胸に社名の入った作業着を着用し身分証明書を携帯しています。



■水道水質検査計画書・結果の公表

上水道を安心して使っていただくために、町ホームページと上下水道課で水道水質検査計画書および結果の公表を行っています。また、毎月の水質検査結果も町ホームページで公表しています。



■水道の使用開始・中止

開始および中止希望日の前日までに「給水装置使用開始届」または「水道使用中止届」を提出してください(当日の開始・中止および電話での受付不可)。

なお、開始・中止の希望日が、役場休業日の場合は、その前日または後日になりますので注意してください。

■問い合わせ 上下水道課 内線133